



# 市民プロジェクト参加の手引き



東松山市役所環境政策課  
(環境基本計画市民推進委員会事務局)

## ①市民プロジェクトとは？

- “市民が主体的に考え、実践できること” をコンセプトに、団体又は個人で実施している環境保全活動を、市民プロジェクトとして位置付けています。市の施策と連動した5つの環境目標の中に、18の市民プロジェクトが掲げられています。
- 市民プロジェクトは、年度ごとに登録事業を募集し、「東松山市環境基本計画市民推進委員会」（以下「市民推進委員会」）がとりまとめを行い、市民団体等との協働のもとに実施しています。

### 【5つの環境目標と18の市民プロジェクト】

|                               |                            |
|-------------------------------|----------------------------|
| 環境目標Ⅰ<br>脱炭素に向けた暮らしを推進するまち    | ①省エネの普及啓発プロジェクト            |
|                               | ②エネルギーダイエット作戦プロジェクト        |
|                               | ③緑のカーテン運動や節水・雨水利用プロジェクト    |
|                               | ④再生可能エネルギーの普及啓発プロジェクト      |
| 環境目標Ⅱ<br>廃棄物の削減と資源循環に取り組むまち   | ⑤消費行動見直し啓発プロジェクト           |
|                               | ⑥物を大切に使うプロジェクト             |
|                               | ⑦プラスチックごみ削減プロジェクト          |
| 環境目標Ⅲ<br>生き物、自然と共生するまち        | ⑧ホテルの里づくりプロジェクト            |
|                               | ⑨ため池、清水・湧水に関するプロジェクト       |
|                               | ⑩外来生物、有害生物の調査・駆除に関するプロジェクト |
|                               | ⑪自然豊かな川づくりプロジェクト           |
| 環境目標Ⅳ<br>安全で快適に暮らせる生活環境が整ったまち | ⑫里山保全プロジェクト                |
|                               | ⑬暮らしやすいまち推進プロジェクト          |
|                               | ⑭美しい街並み推進プロジェクト            |
| 環境目標Ⅴ<br>市民・地域のチカラが発揮される協働のまち | ⑮動物愛護プロジェクト                |
|                               | ⑯わがまち情報発信プロジェクト            |
|                               | ⑰環境学習プロジェクト                |
|                               | ⑱協働推進プロジェクト                |

## ②市民プロジェクトにはどんな活動が該当しますか？

- 第3次環境基本計画に掲げる5つの環境目標と18の市民プロジェクトの内容に合致する取組で、市民推進委員会が登録を認める事業が対象となります。計画に必ず目を通し、取組が該当するか確認してください。
- 市内に住所がある方で組織する団体又は市内在住の個人が実施する活動を原則とします。ただし、例えば市内に通勤や通学している方が市内で事業を行う場合も、登録の対象となり得ますので、ご相談ください。



市民プロジェクトの活動の様子

### 環境目標Ⅰ 脱炭素に向けた暮らしを推進するまち

化石燃料由来のエネルギーの消費抑制と効率化を徹底し、再生可能エネルギー利用を促進することで、二酸化炭素排出量の削減を推進します。

#### ①省エネの普及啓発プロジェクト

待機電力削減や省エネナビの活用などによる節電といった省エネの普及啓発を行います。

#### ②エネルギーダイエット作戦プロジェクト

ウォーキングや自転車利用の促進やエコドライブの普及、公共交通機関の積極的利用などの具体的な取組を行います。

#### ③緑のカーテン運動や節水・雨水利用プロジェクト

緑のカーテン運動を推進し、夏場の省エネを徹底します。併せて、節水の効果も踏まえ、雨水を暮らしにいかす取組を進めます。

※緑のカーテンとは、建築物等の壁面をつる性の植物などで覆う緑化のことをいいます。これにより、窓から入り込む日差しを遮って、室温の上昇を抑制する効果があります。

#### ④再生可能エネルギーの普及啓発プロジェクト

太陽光発電などの再生可能エネルギーを暮らしにいかす学習会、講習会を開催します。太陽光発電設備の利用促進を図ります。

## 環境目標Ⅱ 廃棄物の削減と資源循環に取り組むまち

ものの循環による廃棄物の排出削減と再資源化を進め、循環型の地域社会の実現を目指し、ゼロ・ウェイストへ向けた取組を行います。

### ⑤消費行動見直し啓発プロジェクト

消費行動を見直し、不要な物を買わない選択（リフューズ）を促します。

### ⑥物を大切にするプロジェクト

バザーやフリーマーケット等の開催（リユースの促進）、まだ使える物の修理活動及び啓発活動（リペアの推進）、資源回収の実施（リサイクルの推進）など、再利用に努めます。

### ⑦プラスチックごみ削減プロジェクト

マイバッグやマイボトル活用の普及啓発活動を行います。

再生プラスチック製品の選択や、詰替え商品の利用を推進します。

## 環境目標Ⅲ 生き物、自然と共生するまち

市内に残る里山、水辺など豊かな地域の生態系を保全するとともに、市民が親しめる自然を保全・創出し、共生を図ります。

### ⑧ホテルの里づくりプロジェクト

ホテルの里づくりの取組を支援します。また、実践場所と実践組織を増やし、市内全体へ活動を展開します。

### ⑨ため池、清水・湧水に関するプロジェクト

ため池を地域の資源として、地域交流や遊びの場、自然とのふれあいの場に利用していくことを目標とします。

市内の清水・湧水は貴重な資源であることから、これらを保全し、暮らしの中でいかしていくことを目標とします。

### ⑩外来生物、有害生物の調査・駆除に関するプロジェクト

外来生物、有害生物の駆除などを通して、多様な在来生物が生息可能な環境を目標とします。

### ⑪自然豊かな川づくりプロジェクト

河川などの水辺空間を市民の憩いの場、子どもたちの川遊びや魚とりの場などとして、積極的に活用してくための水辺拠点を整備することを目標とします。

自然の多様性をいかしながら、市民に親しまれる川の風景を維持し、まちづくりにいかすことを目標とします。

除草やごみ拾いなどの水辺空間の管理や水辺での多様な学習を進めていくことを目標とします。

### ⑫里山保全プロジェクト

里山の多様な利活用方策を試行します。多様な里山再生、保全活動を実施します。

子どもたちの生きる力を育む里山公園づくり、里山の価値を共有化するための情報発信など、里山の魅力を伝える取組を推進します。

#### 環境目標Ⅳ 安全で快適に暮らせる生活環境が整ったまち

騒音・振動・悪臭等による公害や不法投棄の防止、まちの美化の推進により生活環境を保全し、暮らしやすいまちへの整備を進めます。

##### ⑬暮らしやすいまち推進プロジェクト

家庭から排出される有害物質に関する知識・理解を深めることを目標とします。

騒音・臭気・水質などの生活公害に対するリスクコミュニケーションについて関心を深めます。

##### ⑭美しい街並み推進プロジェクト

定期的な除草やごみ拾いなどにより、まちの美化活動に貢献します。

##### ⑮動物愛護プロジェクト

地域猫活動など、市内の不幸な動物の保護活動を行います。

飼い主のいない犬・猫を保護し、新しい里親探しを行います。

#### 環境目標Ⅴ 市民・地域のチカラで発揮される協働のまち

環境情報や地域の情報を市内外へ広く周知し、環境保全の啓発を促進します。また、市民活動団体や事業者による環境保全活動を推進し、市内全体への環境保全意識の醸成を目指します。

##### ⑯わがまち情報発信プロジェクト

環境まちづくりの活動などの様々な情報を集約し、わかりやすく発信します。

##### ⑰環境学習プロジェクト

テーマや年齢、業種の枠を超え、お互いが協力できる体制を構築し、環境まちづくりの人材・リーダーを育成することを目標とします。

##### ⑱協働推進プロジェクト

行政×市民団体だけでなく、行政×事業者、市民団体×事業者など、新たな協働を創出する活動を推進します。

### ③市民プロジェクトに該当しない活動は？

- 営利や政治活動、宗教活動を目的とする事業は、該当しません。
- 一般の市民の方が気軽に参加できることが必要ですので、実施場所が市外である事業は原則として該当しません。ただし、市内で排出されたごみの行方や市内を流れる川の源流をたどる事業など、内容によって該当するものもありますのでご相談ください。
- 第三者への委託だけを内容とする事業のように、申請する団体やグループの活動を全く伴わないものは、該当しません。
- 環境まちづくりの環を地域に広げていく事業を対象としますので、例えば、新規入会を受け付けず特定のメンバーだけを参加対象とした事業や、一般の市民の方の活動への参加・見学を受け入れない事業は該当しません。

### ④市民プロジェクトに登録するには？

- 登録には年度ごとに「市民推進委員会」へ事業参加の申込みが必要です。市のホームページや市環境政策課の窓口で「市民プロジェクト参加申込書」を取得し、必要事項を記入の上、市環境政策課に提出してください。

※市民プロジェクトへの登録は随時受け付けていますが、予算の上限に達した場合は、補助金を交付できない場合があります。

- 「市民推進委員会」への団体会員登録が済んでいない場合は、「入会申請書」に必要事項を記入し、「市民プロジェクト参加申込書」と一緒に提出してください。
- 事業が「市民推進委員会」で承認されると、その年度の「市民プロジェクト」として登録され、各々の活動を行うとともに、「市民推進委員会」の委員として定期的に会議等にも参加していただくことになります。

### ⑤市民プロジェクト登録のメリットは？

- 市と「市民推進委員会」が活動のサポートを行います。
- イベントやセミナー等で公共施設を利用する際の会場の確保に協力します。
- 実施事業に関する情報発信について、市の広報紙や「ひがしまつやまニュースレター」といった紙媒体、市ホームページやSNSなどの電子媒体を通じた広報支援を行います。
- 環境まちづくりに関連する各種イベントやセミナー、民間団体の助成制度など必要に応じ、市民活動の参考になる情報提供を行います。
- 市民環境会議といったイベント等を通じ、団体間の相互交流や研修の機会が得られます。

## ⑥市民プロジェクトへの財政的支援

より多くの市民へ市民プロジェクトの活動を周知し、市民の環境に配慮した自発的な行動を促進するため、以下の条件に当てはまる市民プロジェクトに対し、「東松山市環境基本計画市民活動推進事業補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助を行います。

また、公共施設の会議室等を使用料減免で利用できます。

### 対象の市民プロジェクト

- 運営規約、会則等を有し、5人以上で構成される団体が実施するもの
- 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で実施するもの
- 政治活動及び宗教活動並びに営利を目的としないもの
- 暴力団（東松山市暴力団排除条例（平成24年東松山市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）でない団体及び暴力団の構成員（構成員であった者を含む。）の統制下でないものが実施するもの

### 補助対象事業及び補助金額

| 交付対象事業                                                                                                   | 限度額  | 補助率            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------|
| 市民プロジェクト登録事業のうち、 <u>生物多様性、水辺環境及びみどりの保全・再生を行う事業、且つ活動場所は一般に公開することができる場所とし、土地所有者若しくは施設管理者の同意を得て活動している事業</u> | 10万円 | 補助対象経費の10/10以内 |
| 市民プロジェクト登録事業のうち、 <u>構成員以外の市民を対象とした啓発事業</u>                                                               | 10万円 | 補助対象経費の10/10以内 |

※補助金の交付は、交付年度ごとに1団体1事業のみ

## ⑦環境基本計画市民推進委員会とは？

- 第3次環境基本計画を市民側の立場から推進するために設立された市民団体です。市民プロジェクトへ参加している市民で構成されています。
- 市と締結した「東松山市環境基本計画の推進に関する協定書」に基づき、当該計画に掲げられた市民が自ら進める環境まちづくりのための取組「市民プロジェクト」のとりまとめや普及啓発活動を行います。
- その他にも、「市民環境会議」などのイベント開催や、市民向けに年1回「ひがしまつやまニュースレター」の発行などを行っています。



東松山産業祭



市民環境会議



ひがしまつやまニュースレター

市民プロジェクトへの参加を希望される場合は  
東松山市役所環境政策課へご相談ください。



登録をお待ちしています！

【問合せ先・申込先】東松山市役所 環境政策課  
〒355-8601 東松山市松葉町 1-1-58  
TEL 0493-63-5006（直通） FAX 0493-23-7700  
E-mail [KANKYOSEISAKUKA@city.higashimatsuyama.lg.jp](mailto:KANKYOSEISAKUKA@city.higashimatsuyama.lg.jp)